

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 27 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530044

研究課題名(和文) 船舶の航行の安全の確保における国際法の機能と役割

研究課題名(英文) Functions and Roles of International Law in Ensuring Safe Navigation of Ships

研究代表者

中谷 和弘 (Nakatani, Kazuhiro)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60164216

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：海洋における船舶の安全の確保は単に円滑な海運にとってのみならず「国際社会における法の支配」にとって不可欠の重要性を有するものである。本研究においては、国際海峡とりわけ中東からの石油の輸送路として死活的な重要性を有する海峡であるホルムズ海峡の法的地位と同海峡における船舶の航行をめぐる法的課題、免除を享有する軍艦及び政府船舶に特有の安全確保に関する法的課題、海賊問題、原子力船の地位、防空識別圏、船舶の安全を脅かす行為に対する海上での法執行をめぐる課題等について、国連海洋法条約等の国際法及び海上保安庁法等の国内法の双方の観点から、また法解釈・適用にとどまらず立法論的な観点もふまえて検討した。

研究成果の概要(英文)：Ensuring safe navigation of ships is indispensable for the rule of law in the international community. In this project we studied such topics as legal status of the strait of Hormuz, immunity enjoyed by warships and other government ships, piracy, nuclear ships, ADIZ and law enforcement measures in the ocean from the points of both international and domestic laws.

Part of the results of this project has already been published in Japanese or English law journals.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 海洋法 国連海洋法条約 国家管轄権

1. 研究開始当初の背景

船舶の航行の安全の確保に関しては、国連海洋法条約の解釈・適用という観点からは少なからぬ先行業績はあったものの、特定の海域（特に石油の輸送路として極めて重要なホルムズ海峡）に特化した検討や国内法（特に海上保安庁法）との関連についての検討や公海事故防止協定に関する検討や沿岸国が保護権の行使として具体的に何をなしているかについての検討は、我が国においてはまとまった形ではなされていなかった。これらの課題は、単に理論的に興味深いのみならず、我が国をとりまく海洋安全保障が厳しさを増す中、その明確化が求められる喫緊の課題でもあった。

2. 研究の目的

本研究は、海洋安全保障の中でも最も重要な課題の一つである、船舶の航行の安全の確保のために、国際法がいかなる機能を有し、いかなる役割を果たし、その課題は何かについて、いくつかの事象を取り上げて実証的に調査・検討を行い、実務に即した改善策等を提示することを目的とするものであった。海洋における船舶の安全の確保は単に円滑な海運にとってのみならず、「国際社会における法の支配」にとって不可欠の重要性を有するものであった。また本研究は、単に海洋分野の国際法規の解釈・適用を明確化するのみならず、我が国の海洋安全保障について国際法の側面から一定の貢献をすることを目指すものでもあったといえる。

3. 研究の方法

本研究においては、各人が分担したテーマについて研究をすすめることを中心としたが、会合乃至電子メール等で方法での意見交換を行い理解を深めた。本研究においては、国際海峡とりわけ中東からの石油の輸送路として世界で最も有用な海峡であるホルムズ海峡の法的地位と同海峡における船舶の航行をめぐる法的課題、免除を享有する軍艦及び政府船舶に特有の安全確保に関する法的課題、海賊問題、原子力船の地位、防空識別圏問題、船舶の安全を脅かす行為に対する海上での法執行をめぐる課題、公海事故防止協定等について、国連海洋法条約をはじめとする国際法及び海上保安庁法をはじめとする国内法の双方の観点から、また法解釈・適用にとどまらず立法論的な観点や地政学的観点もふまえて検討を行った。

4. 研究成果

各人の研究成果の概要は次の通りである。

中谷は、主に、第1に、ホルムズ海峡の法的地位及び同海峡における船舶の安全航行をめぐる問題、第2に海洋境界未画定の

海域（大陸棚・排他的経済水域）における一方の沿岸国による一方的行動（特に鉱物資源開発）及びそれに対する他方の沿岸国による反応（とりわけ船舶に対する行動）について検討を行った。前者の主題については、ホルムズ海峡は、ペルシャ（アラビア）湾の出入口であり石油の国際市場への輸送路として国際社会にとって死活的な重要性を有する水路であるが、両沿岸国であるイランもオマーンも同海峡を国際海峡とは認めておらず、政治的に不安定な中東の地政学的状況からも、脆弱性の克服が国際社会にとって喫緊の課題である。米ソ間で1972年に締結され成功裏に運用されてきた公海事故防止協定をモデルとして関係国間での同海峡に関する合意がなされることが立法論的には望ましいといえよう。後者の主題については、ガイアナ・スリナム間での海洋紛争に関する2007年の国際仲裁判決が参考となる。同事件の訴答書面、口頭弁論の記録、判決を細かく検討した上で考察を加えたものを論考にまとめた。船舶の安全航行との関連では、同判決では武力による威嚇を広くとらえず、法執行活動（の威嚇）との区別をしなかった点が問題である。その他、米ソ間の協定を端緒とする信頼醸成措置としての公海事故防止協定の広がり（とりわけ日中間及び米中間での締結の可能性）及び海賊に対する身代金支払をめぐる法的問題についても検討をすすめた。

鶴田は、日本において国連海洋法条約の実施のための法律の整備がなされている場合と整備がなされていない場合では、船舶の航行の秩序を脅かす行為に対する海上での執行権限の行使の可否やそのあり方にいかなる違いが生じてくるかについて、日本における海上での執行権限の行使の根拠法の一つである海上保安庁法に則して検討した。海上保安庁法（庁法）は、行政法理論という組織法と作用法の双方を併せて規定しており、第1条で「設置目的」について、第2条で「任務」について、第5条で「所掌事務」について規定している。庁法第2条第1項のうち、海上保安庁が行政警察権限を行使する根拠となる規定は「法令の海上における励行」である。ここでの「法令」は、ひろく日本の国内法令を意味し（ただし、日本の国内法体系に位置付けられた条約その他の国際約束は含まれない）、具体的な権限行使としては、関係者に法令を説明し、法令違反が生じている場合には、その事実を指摘し、それを是正するために必要な指示を与えることである。このような規定ぶりは、庁法が米国の沿岸警備隊を範として制定され、沿岸警備隊の法執行の仕組みを導入したことに由来する。また、庁法第2条第1項の「海上における犯罪の予防及び鎮圧」は、犯罪の発生を未然に防止し、また、犯罪が発生した場合には、その害悪の及ぶところを最小限に止め、その拡大の防止

を図る、行政警察権限の行使にあたる。さらに、庁法第2条第1項の「海上における犯人の捜査及び逮捕」は、犯罪の捜査や犯人の逮捕といった典型的な司法警察権限の行使にあたり、これらの権限行使は刑事訴訟法によって規律される。海上保安官が権限行使の対象とする「海上における犯罪」は、「海上」という限定は付されているものの、「犯罪」の内容には限定はない。したがって、国連海洋法条約を実施するために個別の法律が整備されているという場合には、当該国内法整備は、海上での執行権限の行使を、庁法第2条第1項の「法令の海上における励行」、「海上における犯罪の予防及び鎮圧」あるいは「海上における犯人の捜査及び逮捕」という組織法・作用法上の明確な根拠を有するかたちで可能ならしめるという意義を有する。では、国連海洋法条約をふまえて制定された個別の法律が整備されていない場合における、海上での執行権限の行使の可否やそのあり方については、どのように考えたらよいのであろうか。近年、外国政府の漁業監視船や海洋調査船が日本の領海内に進入する事案や、外国政府の海洋調査船が日本のEEZにおいて事前申請なく海洋の科学的調査(MSR)を行う、あるいは事前申請と異なる海域や方法でMSRを行うという事案が頻発している。このような外国政府の非商業目的のために運航する政府公用船舶に対して領海外への退去要請やEEZにおけるMSRの中止要請を行うという場合、こうした執行権限の行使は、庁法第2条第1項の「法令の海上における励行」、「海上における犯罪の予防及び鎮圧」あるいは「海上における犯人の捜査及び逮捕」という規定を根拠にすることはできなかつた。なぜなら、国際法上、外国政府の政府公用船舶は免除を享受し、また、日本の国内法では、EEZにおけるMSRを直接に規制する法律は未整備で、そもそも、外国船舶を適用対象とする法律の多くは「外国船舶」の定義で「軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるものを除く」と規定し、外国政府の軍艦および公用船舶を適用対象から除外しているからである。2012年8月の庁法の一部改正で庁法第2条の任務規定および第5条の所掌事務規定に追加された「海上における船舶の航行の秩序の維持」という規定は、外国政府の政府公用船舶に対して日本の領海外への退去要請や日本のEEZにおいて事前通報なく行われている調査活動の中止要請を行う等の執行権限の行使についての組織法・作用法上の根拠の明確化を図ったものである。換言すると、外国政府の政府公用船舶の活動を、国連海洋法条約等の条約その他の国際約束をふまえて制定・改正された個別の法律ではなく、日本の国内法体系に位置づけられた国連海洋法条約等の条約その他の国際約束に基づいて法的評価を行い、当該評価に対応した執行権限の行使が国際法上許容されているという場

合には(例えば、領海で国連海洋法条約第19条に基づき「無害でない」と評価できる活動を行う外国船舶に対する沿岸国による国連海洋法条約第25条第1項に基づく「保護権」の行使、国連海洋法条約第246条第2項の義務を履行せずEEZで事前通報なくMSRを行う外国船舶に対する沿岸国による国家責任法に基づく当該国際違法行為の中止要請)、庁法第2条および第5条の「海上における船舶の航行の秩序の維持」という規定を根拠に、外国政府の政府公用船舶に対して執行権限を行使することができることの明確化が図られたといえる。

石井(山内)は、航行の安全確保と沿岸国の管轄権との関係を巡る法的諸問題、とりわけ、領海、内水、国際海峡という国家領域内の水域における通航権に焦点を絞り、具体的事例としては北極海航路の国際法上の地位などを検討対象としながら、実証的な研究を行った。その成果として、海洋における航行の安全確保と国家管轄権との関係を巡る法的諸問題についての研究を進め、その成果として国際法上の海賊概念の形成過程、防空識別圏の国際法上の地位について、それぞれ論考を著した。また、原子力船の国際法上の地位に関して事典の解説を執筆し、日本で裁判が行われたソマリア海賊に関する高裁判決について、判例評釈を著した。においては、国際法上の海賊概念の形成過程を把握する上では、海賊の国際法上の犯罪の性格を巡る、次の二つの学説の対立が踏まえられるべきであることを示した。一つは、海賊行為の構成要件と法的効果、管轄権の配分は国際法上直接に定まっているが、その執行が各国に委ねられているとする見解である(国際法違反説)。もう一つは、海賊行為の構成要件と法的効果は国内法で定まっておき、国際法はその管轄権の配分を行うのに留まるとする見解である(特別管轄権説)。後者は、海賊行為が特別な管轄権の基礎を備えた普通犯罪であると理解する。国連海洋法条約の規定構造は、特別管轄権説に整合的であるが、海賊行為概念は歴史的には多岐に渡るものであり、一つの概念が変遷していったというよりも、複数の異なる概念が併存し、法典化の過程において収斂していったという方が正確である。本稿は、海賊行為概念の定義が一定しなかつた要因として、(1)海上犯罪の取締りの必要性に迫られて、折々に発生する犯罪を海賊行為に含めて捉える傾向があったことと(2)国内法の海賊概念と国際法上のそれとがしばしば混同されたことが挙げられることを示した。においては、沿岸国が行う領空外における措置の実施について、それを入域管理として理解する見解と、EEZ上空における沿岸国の主権的権利の行使として理解する見解とが対立している状況にあること、この二つの見解は、領空への進入を予定していない航空機に対して沿岸国が何らかの措置を取ることが正当化されるかと

いう具体的な問題において結論が分かれることを示し、防空制度に関する国家実行を参照しながら、国家実行上、前者の見解の基準のみが受け入れられていることを示した。

坂巻の担当は、免除を享有する軍艦及び政府船舶に特有の航行の安全確保に係る法的諸問題の検討であった。(以下においては、UNCLOS32条にいうところの「非商業目的のために運航する」軍艦ではない「政府船舶」のことを、「政府公船」と表記する。)具体的には、外国の軍艦及び政府公船による領海での「無害でない通航」に対し、UNCLOS25条に規定されるところの「保護権」の行使として、沿岸国がいかなる措置をとりうるかという問題をとりあげ、1982年国連海洋法条約に至るまでの諸条約等の起草過程、免除及び海洋法に関する先行研究等を調査した。検討の主たる結果は以下の5点である。第1に、軍艦及び政府公船による領海での無害でない通航に対し、沿岸国が保護権を行使してとりうる措置については、退去要求できるとする点では意見の合致がある。しかし、当該船舶が退去要求に応じない場合にいかなる措置をとりうるかについては議論があり、とりわけ武器使用ができるか否か、乗船、立入検査及び拿捕ができるか否かという点について、意見は割れている。第2に、無害でない通航に対する保護権の行使については、国家管轄権の行使と位置づける理解と、国家管轄権の行使とは区別される、安全保障の観点から沿岸国に対して国際法上認められた措置と位置づける理解とに分かれてきたが、UNCLOS25条1項に至るまでの法典化の議論の過程においては、保護権の行使は、国家管轄権の行使というよりも、沿岸国の安全保障を保護する権利の行使と位置づけられてきたように解せられる。第3に、軍艦は旗国以外の国の国家管轄権から免除されるのみならず、あらゆる物理的な干渉を排除されると解されてきた。それに対し、政府公船については、国家免除に関する国際法規則のもとで確立した裁判手続及びそれに伴う執行からの免除を享受すること、及び、国内法執行の際に拿捕及び抑留の対象とならないことについては意見の合致があるが、それ以上に軍艦と同じように免除又は不可侵が認められるか、認められるとしてどこまで認められるかについては議論があり、必ずしも明らかではない。第4に、軍艦又は政府公船が、免除を享受するのみならず、あらゆる物理的な干渉を排除される特権を有しているとしても、外交官の特権免除に関する国際法規則の類推から、一定の場合に免除又は不可侵が停止し、当該公船に対する他国による一時的干渉が許容されることはありうる。第5に、かりに軍艦又は政府公船に対し沿岸国が保護権の行使として一定の措置をとりうるとしても、沿岸国によるそれらの船舶に対する直接的又は物理的な措置が、国際法上禁止される「武力による威嚇又は武力の行使」に相

当しない範囲又は場面は、当該措置をとる主体が軍艦その他の公船であり、措置をとる相手方が外国の軍艦その他の公船であることをもって、きわめて限定的といわざるをえない。

以上が各人の研究成果の概要である。船舶の安全航行を確保することは、海運にとって有益であるにとどまらず、「国際社会における法の支配」にとって不可欠の重要性を有するものである。とりわけ、日本の近海を含む海洋においては、力による現状変更を試みる勢力が存在する以上、船舶の安全航行は時に危機にさらされ、船舶の安全航行の確保は国際社会において「法の支配」が現実に維持されるか否かの試金石ともなっている。本研究はここでいう「法」の内容を明確化し、「法の支配」が現実に維持されるための条件を提示する基礎的作業でもあったといえよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計13件)

石井(山内)由梨佳、「ソマリア海賊事件—国連海洋法条約105条後段の趣旨」、ジュリスト(平成26年度重要判例解説)1479巻、2015、284-285頁、査読無

鶴田順、「The Guanabara Case」, Journal of East Asia and International Law, vol.7,2014,pp.243-248,査読有

石井(山内)由梨佳、「International Convention on the Repression of Piracy and Armed Robbery at Sea under the UNCLOS」, Journal of East Asia and International Law, vol.7,2014, pp.335-350,査読有

石井(山内)由梨佳、「公海と排他的経済水域における『上空飛行の自由』の意義：防空識別圏を巡る実行を中心に」、国際安全保障42巻、2014、57-74頁、査読有

鶴田順、「ソマリア海賊事件」、ジュリスト(平成25年度重要判例解説)1466巻、2014、286-287頁、査読無

鶴田順、「海上における薬物規制法の適用と執行」、国際法研究2巻、2014、185-207頁、査読無

鶴田順、「日本における国連海洋法条約の実施」、海事交通研究(年報)62巻、2013、13-22頁、査読有

鶴田順、「The Guanabara Case- The First Prosecution of Somali Pirates under the Japanese Piracy Act」, The Journal of Marine and Coastal Law, vol.28, 2013, pp. 719-728, 査読有

鶴田順、「Japanese Laws and Regulations for Enforcing the Public Duty Performance at Sea against Foreign Ships」, Journal of East Asia and International Law, vol.6(2013),pp.

268-273,査読有

石井(山内)由梨佳、「通過通航制度と海峡沿岸国の航行規制」、国際法研究1巻、2013、141-176頁、査読無

中谷和弘、「ホルムズ海峡と国際法」、東京大学法科大学院ローレビュー7巻、2012、177-190頁、査読無

鶴田順、「Japanese Implementation of the UNCLOS : The Japanese Act on the Punishment of and Measures against Piracy」,Journal of East Asia and International Law, vol.5,2012, pp.531-535,査読有

鶴田順、「Japanese Implementation of the UNCLOS : The Act on Navigation of Foreign Ships in the Territorial Sea and Internal Waters」,Journal of East Asia and International Law, vol. 5 ,2012, pp. 279-282,査読有

(3)連携研究者
なし

〔学会発表〕(計2件)

坂巻静佳、「軍艦その他の公船に対し保護権の行使としてとりうる措置」、日本海洋政策学会、2014年12月6日、明治大学(東京都千代田区)

石井(山内)由梨佳、「The Legality of law Enforcement against a Government Ship in a Territorial Sea」, 2013 IILA-ASIL Asia-pacific Research Forum , Taipei, Taiwan,15 May 2013

〔図書〕(計1件)

中谷和弘、「境界未画定海域における一方的資源開発と武力による威嚇：ガイアナ・スリナム仲裁判決を参考として」としてまとめ、村瀬信也・秋葉剛男編『国際法の実践』、信山社、2015年6月刊行確定

6. 研究組織

(1)研究代表者

中谷 和弘 (Nakatani Kazuhiro)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：60164216

(2)研究分担者

鶴田 順 (Tsuruta Jun)
海上保安大学校・国際海洋政策研究センター・准教授
研究者番号：90524281

石井(山内) 由梨佳 (Ishii (Yamauchi) Yurika)
防衛大学校・人文社会科学群・講師
研究者番号：80582890

坂巻 静佳 (Sakamaki Shizuka) 静岡県立大学・国際関係学部・講師
研究者番号：10571028
(平成24年8月10日より研究分担者)